

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

出羽丘陵地域ふるさと再生計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

山形県、酒田市

3. 地域再生計画の区域

酒田市の区域の一部（旧松山町及び旧平田町）

4. 地域再生計画の目標

本区域（旧松山町及び旧平田町）は、山形県の北部、庄内平野の北東部に位置し、出羽丘陵に深く抱かれ 75.4%を林野が占める山村の歴史と文化に育まれた典型的な農山村地域である。農林業を基幹産業としてきたが、米価の引き下げや木材価格の低迷などにより農林業所得が低下し、必然的に就労の場も第2・第3次産業へとシフトしてきている。その結果、若年層の都市部への流出や少子高齢化の進展を招き、特に、対象区域の中でも山間地域においてはその特徴が顕著となり、地域活力も低下しつつある。

しかし、近年、森林や農用地の持つ多面的な機能が見直されてきており、山村振興にも新たな希望の光が射しつつある。自然環境の保全はもとより、森林、農用地等の保全に努めながら農林業生産基盤の整備を図り、地場産品や地域食材、伝統文化等を生かし都市住民との交流を進めるなど、快適で豊かな魅力あるまちづくりが求められている。

これまで、本区域では農業基盤整備事業等による農林業の振興、森林等に親しむ観光レクリエーション施設としての「眺海の森」の整備、地域特性を活かした農産物直売所の整備及び地域住民の経営への参画の促進、学校給食等における地産地消の取組み、東京都の中学生の修学旅行の受入れ等のグリーンツーリズム事業など、各種の地域産業振興策を地域住民と行政の「協働」により推進してきた。

本計画は、これらの取組みをさらに促進するため、本区域の重要なインフラである道路及び林道を効率的に整備し、道路ネットワークを構築するとともに、総合的な施策展開により交流の促進と地域全体に溢れる自然の恩恵を大切にしたい地域産業の振興を図り、先人が築き上げてきた薫り高い文化を尊重し、輝ける未来を切り拓こうとするものである。

目標 1 林業の振興

山村の地域特性を生かした農林業の推進を図るため、林道整備等により林業生産性の効率化と生産基盤の整備を図り、間伐材等を利用した木質バイオマス（木質ペレット）事業をはじめとする新エネルギー対策等に取り組むなど林業の振興を図る。

- ・ 民有林素材生産量の増加を図る
（平田区域で過去 5 か年の年平均 3,806 m³から 10%向上を目指す）
- ・ 林道鷺沢 2 号線の開設により森林施業の立ち後れた地域の作業効率化を図るほか、またその他林道 4 路線の舗装に合わせ、その枝道となる作業道を市単独事業の「森林（もり）づくり助成制度」により現在の 4,480m から 10,000m へと延長し、森林施業に欠かせない山林内の道路網を整備し、森林齢級に対応した適切な保育・間伐の施業面積の増加を図る

目標 2 生活環境基盤の整備と道路ネットワークの形成

高齢者比率が非常に高くなっている（平成 12 年国勢調査値 27.6%）ため、住民が安全に安心して暮らせるまちづくりが重要である。現在、山間地域では道路ネットワークが行止りになっているなど、一部には災害時に孤立集落となる不安があり、生活基盤の維持管理の効率化や災害等の緊急時のアクセス向上のため道路舗装及び道路ネットワーク整備を図る。

また、山間地域は山々に囲まれた地域であり現代社会に必要な携帯電話等の情報通信格差が大きく、生活者、来訪者ともに不便な環境にあり地域振興の大きな障害となっているため、その解消に向けた情報格差是正対策を進める。

- ・ 行止り道路による孤立集落（海ヶ沢、楯山、小林地区等）の解消を図る
- ・ 最北の集落である海ヶ沢地区から本市八幡区域及び国道 344 号までの安全走行を確保し、移動時間も 15 分程度の短縮を図る。また、行止り集落相互の移動時間短縮を図る
（海ヶ沢集落～円能寺集落間 25 分を 10 分、楯山集落～小林集落間 15 分を 8 分程度に改善する）
- ・ 平田区域における情報格差是正対策を推進する
（高速情報通信インフラ未整備率 35%（人口ベース）携帯電話不感地域 12%（人口ベース）から 0%を目指す）

目標 3 地域連携の推進と交流人口の増加による産業振興

地域の持続性のある振興と再生、自然と共生する山村文化の振興を図るに

は、地域住民の主体的な努力と相互の連携が不可欠である。

また、若年層をはじめ山村への定住を促進するには就労の場を作るとともに、地域特産品の開発や森林の多面的機能を生かした観光入込者数を増加させる必要がある。本区域には観光資源が点在しており周遊できる道の整備、都市と農村との交流の促進により、「眺海の森」「悠々の杜自然歴史公園」等の交流（観光）人口を増加させ地域産業の振興を図る。

- ・ 地域（自治組織等）の各種イベント事業等の協力や共催化を推進するなど、地域連携の推進を図る
- ・ 悠々の杜自然歴史公園の整備等により交流（観光）人口の増加を図る（「眺海の森」等の主要施設の観光入込者数 15 年度 193,000 人から 50% 以上の増加、常用雇用者 20 人の増を目指す）
- ・ 農産物の直売施設や地場産品を食材として活用する食材供給施設の整備を図る（平田区域での直売所の売上げ平成 15 年度 92 百万円から、新たな施設整備等を行い 30%以上の増を目指す）

5．目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

平田区域から松山区域までの山間地域を北から南に縦断し、国道 3 4 4 号から 3 4 5 号までの市道、林道の整備事業を集中的にすすめるとともに、本区域の中央にある山形県の「第二県民の森」であり観光レクリエーション拠点である「眺海の森」へ結ぶ「林道早坂線」の整備を図る。

本事業により民有林地へのアクセスを向上させ、森林施業の効率化と間伐事業等を推進するとともに、県道、市道、林道による効率的な道路ネットワークの構築を図るものである。

また、本区域の各種生活基盤整備事業、地域産業振興事業及び文化振興事業等を総合的、効果的に実施する。

市道海ヶ沢線（旧平田町 平成 7 年 3 月 1 5 日認定）

市道村北鹿島線（旧平田町 昭和 5 7 年 3 月 1 3 日認定）

林道早坂線（旧松山町）、林道東部 2 号線、林道百合沢線及び林道鷺沢 2 号線（旧平田町）は、平成 1 4 年 1 2 月策定の地域森林計画変更計画書（平成 1 5 年 4 月 1 日～平成 2 5 年 3 月 3 1 日）に記載

5 - 2 法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

[施設の種類（事業区域） 実施主体]

- ・市道（平田区域） 酒田市
- ・林道（松山区域、平田区域） 酒田市

[事業期間]

- ・市道（平成 17 年度～21 年度）、林道（平成 17 年度～21 年度）

[整備量及び事業費]

- ・市道 5,066m、林道 6,536m
- ・総事業費 632,800 千円
 - 市道 373,000 千円（うち交付金 186,500 千円）
 - 林道 259,800 千円（うち交付金 101,000 千円）

5 - 3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「出羽丘陵地域ふるさと再生」を達成するため、酒田市は以下の事業を総合的かつ一体的に行う。

観光施設整備及び観光推進事業

松山区域：眺海の森スキー場等の整備

平田区域：悠々の杜自然歴史公園整備、田沢川ダム周辺整備事業、胎蔵山・経ヶ蔵遊歩道等整備、首都圏からの体験農業・農業体験修学旅行受入れ事業

産業振興及び基盤整備事業

区域全域：間伐実施推進事業

松山区域：保全松林健全化整備事業、ナラ枯防除事業

平田区域：地域材利用促進対策（木質ペレットボイラー整備）事業、森林（もり）づくり作業道開設助成事業、農林水産物直売・食材供給施設整備事業

山村の情報化及び交通通信格差是正対策事業

区域全域：地上波デジタルテレビジョン放送難視聴解消対策、生活交通バス確保対策事業

平田区域：情報通信基盤格差是正、携帯電話不感地帯解消対策の推進

文化・交流施設整備事業

区域全域：集会施設整備補助等のコミュニティ組織支援、伝統芸能等の
保存伝承支援

松山区域：歴史公園の整備

平田区域：市指定文化財旧阿部家の整備、コミュニティセンター（青少年
宿泊研修施設）機能強化及び周辺整備

6．計画期間

平成 17 年度～21 年度

7．目標の達成状況に係る評価に関する事項

4 に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い
状況を把握・公表するとともに、関係行政機関と地域住民からなる「地域再
生協議会」を開催し、達成状況と評価、改善すべき事項の検討等を行うこと
とする。

8．地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し。